

静岡市の独自報酬基準の算定に係る留意事項について

令和6年4月1日施行

1 夜間対応型訪問介護費Ⅰ・Ⅱ

(1) 要件「夜間であっても、オペレーターが医療職（医師または看護師）に連絡がとれる体制を整えること」

- ・報酬は一月につき100単位とし、基本夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）もしくは同（Ⅱ）に加算するものとする。
- ・加算を開始するにあたり、事業所が確保した医療職の資格証の写し、契約内容が明記された契約書等の写しを提出すること。
- ・要件を満たして報酬を請求する月（以下「当該月」という。）の翌月5日までに、当該月内の事業報告書（対応日時、利用者名、対応者名および対応内容等）を提出すること。
- ・予期し得ない不測の事由によって緊急通報がなされてから1時間以内に事業所が確保した医療職に連絡が取れない事例が起こった場合、当該月についてはこの要件に係る加算を算定できないものとする。
- ・オペレーターに医療職（医師または看護師）を配置している場合は、当該月についてはこの要件に係る加算を算定できないものとする。

(2) 要件「利用者の通報を受け、オペレーターが訪問介護員の訪問が必要であると判断した場合、通報から30分以内に当該利用者宅へ訪問介護員が到着できる体制を整えること」

- ・報酬は一月につき100単位とし、基本夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）もしくは同（Ⅱ）に加算するものとする（要件を満たす対象者加算）。
- ・加算を開始するにあたり、利用者の一覧表（利用者名、利用者住所、利用者宅までの交通手段および実際に計測した到着時間等が記載されたもの）を提出すること。
- ・当該月の翌月5日までに、当該月内の事業報告（利用者名、緊急通報受付時間、利用者宅到着時間、対応者名および対応内容等）を行うこと。
- ・30分の時間は、利用者の通報を受けたオペレーターが訪問介護員の訪問が必要であると判断した時から算定を開始するものとする。
- ・本要件を満たせないことを理由に、定期巡回サービス及び随時訪問のサービス提供を拒否しないこと。また、新規契約希望者についても同様とする。
- ・緊急通報がなされてから30分以内に訪問介護員が利用者宅に到着できない事例が起こった場合、いかなる理由（定時巡回による訪問介護員の外出、交通渋滞および交通用具の故障等を含む）であっても当該月の当該利用者については、この要件に係る加算を算定できないものとする。

(3) 要件「3年以上の経験年数を有する訪問介護員を3名以上もしくは30%配置すること」

- ・報酬は一月につき100単位とし、基本夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）もしくは同（Ⅱ）に加算するものとする。
- ・職員配置については当該月の一月あたりの常勤換算人数で3人以上、もしくは全体の30%とする。
- ・加算を開始するにあたり、3年以上の経験年数を有する訪問介護員の資格証の写し、3年以上の経験年数を有することが分かるもの（在職証明書、職務経歴書等）及び算定を開始する月の職員勤務表（予定）を提出すること。
- ・3年の経験年数は訪問介護員としての勤務経験とし、当該事業所を運営する法人と同一か否かは問わないものとする。
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅲのいずれかを算定する場合、独自報酬を重複して算定することはできないものとする。
- ・当該月の翌月5日までに、当該月の職員勤務表（実績分）を提出すること。

(4) 上記の3つの要件について

- ・それぞれの要件は単独のものとし、要件をどれでも1つ満たせば100単位を、2つ満たせば200単位を、3つ全て満たせば300単位を基本夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）もしくは同（Ⅱ）に加算するものとする。

2 小規模多機能型居宅介護費

(1) 要件 「下記①～⑤のいずれか1つを満たすこと

- ① 介護福祉士の資格を有する介護従業者を30%以上配置すること
- ② 3年以上の経験年数を有する介護従業者を20%以上配置すること
- ③ 認知症介護実践者研修修了者を30%以上配置すること
- ④ 認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置すること
- ⑤ 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を1名以上配置すること

- ・報酬は一月につき300単位とし、小規模多機能型居宅介護費に加算するものとする。
- ・①～⑤を複数満たす場合でも、報酬は一月につき300単位とする。
- ・①について、サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれかを算定する場合、独自報酬を重複して算定することはできないものとする。
- ・②について、サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅲのいずれかを算定する場合、独自報酬を重複して算定することはできないものとする。
- ・①～③の職員配置については、当該月の一月あたりの常勤換算人数で算定するものとする。
- ・②について、3年の経験年数は介護従業者としての勤務経験とし、当該事業所を運営する法人と同一か否かは問わないものとする。
- ・③④について、有資格者は介護従業者とする。
- ・③について、痴呆介護実務者研修基礎課程修了者はこの要件を満たしているものとする。

- ・④について、痴呆介護実務者研修専門課程修了者はこの要件を満たしているものとする。
- ・④について、認知症加算Ⅰ・Ⅱのいずれかを算定する場合、独自報酬を重複して算定することはできないものとする。
- ・⑤の職員配置については、当該月の登録者人数に 20 分を乗じた時間数以上の勤務を毎週必要とし、毎週登録者 1 人あたり 20 分以上の機能訓練を実施するものとする。
- ・加算を開始するにあたり、算定を開始する月の職員勤務表（予定）を提出すること。
- ・②を除く①～⑤について、加算を開始するにあたり、当該資格証の写しを提出すること。
- ・②について、加算を開始するにあたり、3 年以上の経験年数が分かるもの（在職証明書、職務経歴書等）を提出すること。
- ・①～⑤について、当該月の翌月 5 日までに、当該月の職員勤務表（実績分）を提出すること。

(2) 要件「登録者でない地域の住民が気軽に立ち寄り、利用者と交流することができる仕組みを設けること（2月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など）」

- ・報酬は一月につき 300 単位とし、小規模多機能型居宅介護費に加算するものとする。
- ・報酬については、事業を実施した月及びその翌月について算定できるものとする。
- ・当該月の翌月 5 日までに、当該月の事業報告書（事業実施日時、参加者人数、事業内容等）を提出すること。
- ・利用者と交流する地域の住民については、複数名とする。
- ・提出された事業報告書については、静岡市介護保険課職員が審査を行い、要件の趣旨に則していないと判断した場合は、この要件を満たしていないものとする。

(3) 要件「重度者への対応のため、通いサービスの基準以上（常勤換算 1 人以上）の介護職員を配置すること」

- ・報酬は一月につき 300 単位とし、小規模多機能型居宅介護費に加算するものとする。
- ・常勤換算は、当該事業所の運営規程に定める通いサービス提供時間中の勤務実績を基に計算するものとする。
- ・当該月の翌月 5 日までに、当該月の職員勤務表（実績分）を提出すること。
- ・本要件を満たせないことを理由に、利用者に対して通いサービスの提供を制限もしくは拒否しないこと。
- ・予期し得ない不測の事由等によって要件に示した職員配置を満たせない日が同一月内に 4 日以上ある場合、当該月についてはこの要件に係る加算を算定できないものとする。

(4) 上記の 3 つの要件について

- ・それぞれの要件は単独のものとし、要件をどれでも 1 つ満たせば 300 単位を、2 つ満たせば 600 単位を、3 つ全て満たせば 900 単位を小規模多機能型居宅介護費に加算するものとする。